

行政視察報告書

(文責 大脇)

日時	平成27年 5月 28日 (木) 14:00~15:30
場所	福島県伊達市役所
対応者	伊達市 議会事務局 次長 菅野 浩之 様 主査 山田 昌史 様 伊達市議会 議長 安藤 喜昭 様 伊達市 市民生活部 消防防災課 課長 桃井 浩之 様 主任主事 赤城 直 様 伊達市 市民生活部 消防防災課 防災企画係 副主幹係長 大橋 宏 様
視察者	市民派クラブ会派 大脇 正美、奥村 恭弘、宇野 房子
視察目的	災害時の避難所運営について
視察概要 【視察目的】 伊達市における東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故のため、大きな被害を受けられ、多数の避難所を開設されたことから、実際の避難所における運営や課題について視察研修を行う。 【質問内容】 ○災害発生から避難所解説までの初動体制について ・ 15:00 対策本部設置 ・ 16:05 避難所13箇所開設（職員と保健師の配備） ⇒ その後 21箇所 避難所の受け入れと退出確認の人員把握 物資の要望とりまとめと報告 食事・飲料水の管理と提供 避難所の環境整備 ⇒ 汚物清掃、断水のため職員がバケツで水を汲んで流す。 1時間おきに清掃 避難者の健康管理・相談等 ⇒ 保健師配置 ○避難所運営における課題について 避難所運営に関わった職員へのアンケートの実施 ・ 緊急時の指示・連絡経路の整備・徹底 ⇒ 現場の判断、通信手段断絶（情報提供がない） 要援護者、介護タクシー、ディサービスと連絡 ・ 災害弱者の避難所がない ⇒ 福祉避難所の設置 ・ 水道施設の損傷による断水 ⇒ 避難所付近の市民から井戸水の提供 ・ ネットワーク網が整備されていない、情報が共有できない ⇒ 34箇所の避難所等にW i f iスポットを設置 停電時に公共施設に非常用電源装置を8箇所 ↓ 避難所の開設・運営については、被災者のニーズの変化への対応 栄養管理・健康管理・避難生活の改善が求められる ↓ 「避難所運営マニュアル」の策定 「福祉避難所設置運営マニュアル」の策定 「災害時協力井戸」の募集、マップ作成 ○避難所運営マニュアルについて（災害対応後の改正点など） ・ 要援護者への連絡・指示（各避難所でのニーズが異なる） ・ 避難所でのリーダーや市職員を配置 ⇒ 負担増加のため運営委員会の設置	

○課題と今後の方向性について

- ・ 自主防災組織の加入（H25年度から本格取り組み、H26年度 6箇所→38箇所）
- ・ 物品配置計画の作成
- ・ 避難所データの作成
- ・ 要援護者の避難行動 ⇒ 要援護者対策マニュアルの策定
心的対応、認知症対策を織り込む
- ・ 備蓄のあり方
- ・ 動物の保護 ⇒ マニュアルを策定

日 時	平成27年 5月 28日 (木) 15:30~16:30
場 所	福島県伊達市霊山町石田字笹平外地内
対 応 者	伊達市 議会事務局 主査 山田 昌史 様 伊達地方衛生処理組合 所長 遠藤 彰 様 JFEエンニジアリング株式会社 管理技術者 廣嶋 聰 様
視 察 者	市民派クラブ会派 大脇 正美、奥村 恭弘、宇野 房子
視察目的	仮設焼却炉の視察
視察概要 【視察目的】 東日本大震災に伴う原発事故により生じた放射能汚染による発生した除染可燃物を安全に焼却させ、中間貯蔵施設へ搬出するまでの一時保管の処理を学ぶ。 【視察内容】 ○仮設焼却炉の説明 除染廃棄物を屋内に受け入れ ⇒ 破砕機で粉砕 ⇒ 仮設焼却炉で焼却 ⇒ 灰処理を袋詰め ⇒ 灰の保管庫 ○処理対象 自己由来可燃性廃棄物 ○処理能力 130t/日×1炉 ○事業期間 2019年6月30日まで	

【所 感】

伊達市と当市とは防災協定都市や友好交流都市として関係が深く、丁寧なおもてなしをしていただき、好意的でした。

今回は、東日本大震災時における放射能の被災から逃れるために、避難された他県の方を受け入れるため、試行錯誤を繰り返して対応に当たった際の苦労話や記録をお伺いし、大変参考になりました。

滋賀県や草津市では大きな災害が起こっておらず、このような大規模な避難所の開設の体験もなく、また、これからどのようになるか分からない、原子力災害に対応する避難所の運営について、いろいろと学びました。

如何に、避難所での避難者や、災害弱者への対応について、ニーズの調査が重要であり、細やかな対応することで、避難所での暮らしにおける不安や心の安定を保つ努力をされてこられたことに、大変なご尽力に市の職員へ感謝を申しあげます。

草津市における避難計画の策定を進めるうえで、議会としても意見を述べる知識も深まったことであり、しっかり取り組んでいきたいと思えます。

行政視察後、「仮設焼却炉施設」の見学をさせていただきました。放射能による汚染された可燃性廃棄物を焼却するため、2015年4月から稼働され、2019年6月末まで稼働する「仮設焼却炉施設」は大規模な装置で放射能を厳重に管理されて運転されておられます。早く、放射能汚染の可燃性廃棄物を処理されるが、中間貯蔵場所の確保に大変苦労されている。早く復興・回復にご尽力を期待します。

伊達市行政視察



伊達市役所での視察



伊達市長が歓迎

焼却場視察



市民派クラブ行政視察報告

(文責 奥村恭弘)

- 視察先 栃木県矢板市役所
- 視察内容 健康診断時の認知症検査導入について
- 視察日時 平成27年5月29日(金) 10:00~12:00

- 歓迎ご挨拶 矢板市議会 議長 中村 久信 様
- 視察先担当者 矢板市議会事務局 事務局長 田中 洋 様
- 矢板市高齢対策課 課長 石崎 五百子 様
- 矢板市高齢対策課 副主幹 加藤 清美 様 (高齢者福祉担当)

- 視察目的 世界的に類を見ない早さで進む日本の超高齢化の中にあって、認知症対策は、医療費の抑制と介護保険制度の維持のために、また、老いてからの個々人の尊厳のためにも大切な対策です。

矢板市におかれては、超高齢化への対応として、平成26年10月から健康診断の一部に認知症検査を導入するための調査を開始し、平成27年度から認知症検査を導入されました。地方自治体が独自に検査を行われている事例はなく、その取り組みの概要や課題、導入に至った経緯について視察し、草津市における認知症施策の展開へと繋げるための研修となることを目的に視察を行いました。

- 矢板市からの説明内容

1. 認知症高齢者の早期発見と認知症予防について

① 矢板市の高齢者の状況 (平成27年4月1日現在)

総人口 34,048人 高齢者 9,187人 高齢化率 26.98%

介護認定者数 要支援 194人 要介護 1,177人 合計1,317人

介護認定者の内、認知症(Ⅱa以上)の方 861人

2. 認知症検査の導入に至った経緯について

① 矢板市医師団も認知症に対する課題意識を持っており、市医師団の中に「認知症医療連携を考える会」が設置される。

② 認知症対策として、まずは、認知症の実態を調査すべきということになり、認知症検査の導入を検討される。

○平成26年9月・市内精神病院長と検査導入を検討

・市医師団と市長、福祉・保健関係課長との懇談会で実施を合意

○平成26年10月・市長の記者発表「市の健康診断とする」

○平成27年2月・健康診断と一緒に申し込みを受付（1,244人）

3. 認知症検査結果の活用について

① 認知症結果を本人の同意の下、かかりつけ医に情報提供し、治療に結びつける。

② 認知症予防教室へ参加の呼びかけ

③ データを分析し、市民への啓発に活用予定

4. 認知症対策の推進体制・啓発活動について

① 平成27年度から高齢者部門の保健師を2名体制へ

認知症地域支援推進員を配置予定

② 市医師団と介護サービス事業者連絡協議会との連携強化

③ 市民や介護サービス事業者向けの認知症講演会の開催

5. 権利擁護について

① 成年後見制度の充実

平成25年度に市民後見人20人を養成

現在、「日常生活自立支援事業 あすてらす」の支援員として活動

将来の受任に向けて研修会を市社会福祉協議会へ委託し開催

平成26年度に市社会福祉協議会が法人後見を開始。現在1人受任

② 高齢者虐待の通報体制整備

介護サービス事業者からの高齢者虐待通報をしやすくするため、様式を制定

6. 課題と今後の方向性について（若年性認知症対策など）

- ① 市民意識の醸成
- ② 認知症予防教室の開催

□所感

矢板市は草津市の総人口の約1/4にあたる34,048人の内、65歳以上の方が26.98%という現状にあって、認知症対策が矢板市の重点課題であることを認識されて、今回の研修テーマである「健康診断時の認知症検査導入」を施策として取り入れられました。矢板市での認知症検査導入には、地元市医師団の協力があつたことが大きかつたとお話がありました。また、認知症検査については、矢板市と地元市医師団で検査方式を決定され、その方式は、事前時に検査の申し込みを行った後、検査日の通知を個々人に行う①検査事前問診票への記入（検査当日）、②一次検査「T-DAS」（タッチパネルパソコンとの対話方式）を行い、認知症の疑いのある方については、保健師から結果の説明を行う、③後日、二次検査「MMSE」（対面式の問診を含めた検査）を行い、④認知症の疑いや認知症と診断された方は、その点数に応じて、市からかかりつけ医、専門医療機関への受診を勧め、また、市からかかりつけ医、専門医療機関への情報提供、ご本人へ市から認知症予防教室や講演会への参加などを勧め、介護予防施策・認知症予防施策に繋がられています。

認知症の予防と治療には、早期発見・早期治療が大きな効果があるとされており、今回の研修で学ばせて頂いた認知症検査を受診対象者が受動的に促される健康診断時に採用されたことは、自発的に受けにくい認知症検査の機会を得ることができるようになったものと思います。

また、若年性認知症については、働いている人たちに突然訪れ、仕事も辞めざるを得ない状況もつくり出してしまいます。働いている先で加入している健康保険組合での診断も必要ですが、市施策として、がん検診等、節目年齢の健康診断の項目に入れることで、早期発見・早期治療に繋がるものと考えます。

この施策は、矢板市における平成27年度からの事業であり、今後の検証された内容や効果については、大変重要なデータとなり、当市においても参考事例になることから、健康診断時の認知症検査導入での成果について、引き続き、調査・研究を行って参りたいと思いま

す。

今回の研修にあたり、ご教示をいただきました矢板市高齢対策課の職員の皆様、議会事務局の皆様、そして、矢板市議会中村久信議長様、中村有子副議長様に厚く御礼を申し上げます。

矢板市行政視察

